

令和7年度 第11回農業委員会総会 (8. 2. 20)

開 会 午後2時 小平市役所 3階 庁議室

議 長 ～ ただいまから、令和7年度・第11回農業委員会総会を開催します。
議事における発言の際には、挙手のうえ、議長に発言許可を求めていただくよう、
お願いいたします。
なお、署名委員につきましては、議長より指名させて頂くことにご異議ございませ
んか。

全 員 ～ 異議なし。

議 長 ～ 9番 村野委員、10番 滝島委員にお願いします。

第1号議案 生産緑地買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の件

議 長 ～ 1番 申 請 者

以上1件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 ～ 第1号議案から第3号議案の現地調査につきましては、2月16日午前に
7番森田委員、14番酒井委員及び事務局、同日午後15番高橋委員、
2番中村委員及び事務局とで行っております。

1番につきましては、生産緑地において買取申出理由の生じた者が、農業の主たる
従事者に該当することの証明発行の依頼によるものでございます。

1番

現地案内図は、1ページ、1番です。

7番森田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7番森田委員～ 現地は、下草もなく綺麗に耕運されており、問題ございません。

議 長 ～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ 特にないようですので、以上1件を従事者として証明することに決定いたします。

第2号議案 相続税納税猶予に係る農業経営継続証明の件

議 長 ～ 2番 申 請 者
 3番 申 請 者
 4番 申 請 者
 5番 申 請 者

6番 申請者
7番 申請者

以上6件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局～ 2番から7番につきましては、相続税納税猶予継続手続きのために3年ごとの証明を発行するものでございます。

2番

現地案内図は、2ページ及び3ページ、2番です。

15番高橋委員から調査結果の報告をお願いいたします。

15番高橋委員～ 現地は、ブロッコリー、スナップエンドウ、ネギ、カンキツ、イチジクが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

事務局～ 3番

現地案内図は、4ページ、3番です。

7番森田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7番森田委員～ 現地は、ダイコン、ネギ、ルッコラ、コマツナ、春菊、カキが作付けされておりました。綺麗に管理されており、問題ございません。

事務局～ 4番

現地案内図は、5ページ、4番です。

7番森田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7番森田委員～ 現地は、カキ、ミカン、キンカン、ユズが栽培されておりました。綺麗に管理されており、問題ございません。

事務局～ 5番

現地案内図は、6ページ、5番です。

15番高橋委員から調査結果の報告をお願いいたします。

15番高橋委員～ 現地は、クリ、ブルーベリー、野菜が作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

事務局～ 6番

現地案内図は、7ページ、6番です。

15番高橋委員から調査結果の報告をお願いいたします。

15番高橋委員～ 現地は、ウメ、ニンニク、ネギ、イチゴが作付けされておりました。適正に管理されており、問題ございません。

事務局～ 7番

現地案内図は、8ページ、7番です。

7番森田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7番森田委員～ 現地は、シクラメン、アリッサムが栽培されておりました。綺麗に管理されており、問題ございません。

議長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長～ 特にないようですので、以上6件を農業経営継続中として証明することに決定いたします。

第3号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく申請の件

議長～ 8番 申請者

以上1件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局～ 8番につきましては、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る農地の貸借のための事業計画を審議するものでございます。

8番

現地案内図は、9ページ、8番です。

7番森田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7番森田委員～ 現地は、ネギ、サツマイモが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

議長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長～ 特にないようですので、以上1件につきまして、事業計画決定といたします。以上が今月の議案でございます。

次に、1月13日から2月10日までに受付を行い、先に専決処理いたしましたものについて報告いたします。

専決処理規程による会長専決の報告について

第1号 農地転用のための権利移動または設定届出の件 (法第5条)

議 長 ～

- | | |
|------|------------|
| 9 番 | 譲受人
譲渡人 |
| 10 番 | 譲受人
譲渡人 |
| 11 番 | 譲受人
譲渡人 |
| 12 番 | 譲受人
譲渡人 |
| 13 番 | 譲受人
譲渡人 |
| 14 番 | 譲受人
譲渡人 |
| 15 番 | 譲受人
譲渡人 |
| 16 番 | 譲受人
譲渡人 |
| 17 番 | 譲受人
譲渡人 |
| 18 番 | 譲受人
譲渡人 |

以上10件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 今回報告の法第5条の届出に関しまして、所有者への意思確認及び現地調査につきましては、事務局及び調査担当委員にて行っております。また、すでに転用されている事実があるもの、過去に転用届けがあるものにつきましては、理由書を添付していただきました。

9 番

現地案内図は10ページ、9番です。

転用目的は公衆用道路及び住宅敷地増で、権利の内容は所有権の移転です。現況は雑種地でございます。

10 番

現地案内図は11ページ、10番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は公衆用道路でございます。

11番

現地案内図は12ページ、11番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は宅地でございます。

12番

現地案内図は13ページ、12番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は宅地でございます。

13番

現地案内図は14ページ、13番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畑でございます。

14番

現地案内図は、15ページ、14番です。

転用目的は共同住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は雑種地でございます。

15番

現地案内図は16ページ、15番です。

転用目的は私道で、権利の内容は所有権の移転です。現況は私道でございます。

16番

現地案内図は、17ページ、16番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は雑種地及び駐車場でございます。

17番

現地案内図は、18ページ、17番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畑でございます。

18番

現地案内図は、19ページ、18番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畑でございます。

以上10件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を1月23日、2月4日及び2月16日をもって行いましたので報告いたします。
以上でございます。

議 長～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長 ～ 特にないようですので、専決処理に伴う 5 条転用の報告を終わります。

生産緑地の取得あっせんについて

議 長 ～ 生産緑地の取得あっせんについて 1 件の通知がありましたので、事務局より報告いたします。

事 務 局 ～ 生産緑地の買い取り申し出が提出された事に伴い、生産緑地の取得あっせんの依頼通知がありましたので、報告いたします。

19 番

現地案内図は、20 ページ、19 番です。

所有者及びあっせん期限は議案書記載のとおりでございます。

以上でございます。

議 長 ～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ 以上をもちまして農業委員会総会を閉会いたします。